

【消防法による危険物の分類】

分類	引火点	指定数量
第一石油類	21℃未満	200L
第二石油類	21℃以上70℃未満	1,000L
第三石油類	70℃以上200℃未満	2,000L
第四石油類	200℃以上250℃未満	6,000L

※引火点が**250℃以上**の潤滑油は**可燃性液体類**に分類され、**第四石油類に比べ規制が緩和される**
 但し、ギヤ油・シリンダー油は引火点が250℃以上であっても第四石油類に分類される

【危険物の取り扱い方法】

区分	危険物			指定可燃物(可燃性液体類)	
	指定数量以上	少量危険物 (指定数量1/5以上)	少量未満 (指定数量1/5未満)	2m ³ 以上	2m ³ 未満
設置・変更の手続き	市町村長の許可申請	消防署長への届出	特になし	消防署長への届出	特になし
手続きに伴う手数料	有	無	無	無	無
基準の厳しさ	高	中	低	中	ほぼ無
規制の根拠	消防法	市町村ごとの火災予防条例		市町村ごとの火災予防条例 (少量危険物の規制とほぼ同じ)	
資格	危険取扱者等	なし	なし	なし	なし